

【共有オーナー兼フライトアドバイザーに関する確認書】

第1条（立場の明確化）

佐久間哲也は、本機の共有オーナーの一人であり、運航に関しては「共有オーナー兼フライトアドバイザー」としての立場を有する。

第2条（操縦依頼の方法）

共有オーナーは、各自の責任において操縦士を選任する。共有オーナーが佐久間哲也に操縦を依頼する場合は、当該オーナーからの直接かつ個人的な依頼によるものとし、成美トラスト株式会社を経由した業務命令・業務委託の形式はとらない。共有オーナーは、事業用操縦士資格を有する操縦士を別途選任し、有償にて操縦を依頼することもできる。前各項のいずれの場合も、成美トラスト株式会社は操縦契約の当事者とならない。

第3条（操縦の対価）

佐久間哲也が共有運航において操縦を行う場合、その操縦行為は完全無償のボランティアとする。操縦に対する報酬、日当、拘束費その他名目を問わず一切の対価は受領しない。

第4条（費用負担）

燃料費、着陸料、ハンドリング費用その他の費用は、当該運航を行う共有オーナーが負担する。

第5条（事業との分離）

本覚書に基づく操縦は共有者の自己使用の範囲内であり、航空運送事業または航空機使用事業には該当しないことを確認する。

本書は、共同所有体制の透明性確保および法令順守を目的とするものであり、今後の共同所有モデル発展の基盤となるものです。

今後とも、安全運航および健全な共同所有制度の確立に向けて努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年3月5日

JA123P Honda Jet 共有オーナー

成美トラスト株式会社 代表取締役 佐久間哲也